

保険募集指針

当行では、お客さまの幅広いニーズにお応えしていくために、生命保険・損害保険を取り扱っております。

お客さまに保険商品をお勧めするにあたっては、各種法令等を遵守し、公正な保険募集を行います。

1. 保険契約の募集と引き受け

- お客さまに対し、募集を行う保険契約の引受保険会社の商号や名称を明示します。
- 保険契約を引き受けるのは保険会社であること、保険金等の支払いは保険会社が行うこと、その他引受保険会社が破たんした場合の取り扱い等の保険契約に係るリスクについて、募集時に適切な説明を行います。
- 取扱保険商品の一覧等により、複数の保険契約の中からお客さまの自主的なご判断による選択を可能とするための情報の提供を行います。なお、お客さまにより良い商品をご提案するために、引受保険会社の業務または財務の健全性や商品の内容等を十分に踏まえたうえで、取り扱う保険商品を選定します。
- 万一、当行が法令等に違反して保険募集を行い、お客さまに損害が生じた場合には、当行が募集代理店としての販売責任を負います。

2. お客さまへの適切な対応

- 募集を行った保険契約に関するお客さまからのご照会・苦情・ご相談に対し、契約締結後も適切に対応します。
- 個別の契約内容や各種ご照会は、当行の取扱店まで、各種手続方法に関するご照会、保険募集および保険契約に関する苦情・ご相談は、当行の取扱店または下記ご相談窓口までご連絡ください。内容によっては、当該保険契約の引受保険会社に連絡のうえ、対応させていただく場合や、引受保険会社のお問い合わせ窓口をご案内させていただく場合があります。
- 保険募集時の説明や、保険契約締結後における苦情・ご相談に関するお客さま対応について、お客さまとの面談内容を記録するなど、適切に管理する体制を整備するとともに、保険募集時の説明内容の記録を保険期間終了まで保管します。

【ご相談窓口】三菱UFJ銀行コールセンター

個人年金保険 終身保険 介護保険 医療・がん保険 等	0120-860-777 受付時間 平日9:00～17:00 (12/31～1/3等を除く)
火災保険	0120-844-813 受付時間 平日9:00～17:00 (12/31～1/3等を除く)

<https://www.bk.mufig.jp>

【全国銀行協会相談室】銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、全国銀行協会が運営しています。当行の保険募集に関する苦情・ご相談は、上記の当行窓口のほか、同協会が運営する下記相談室にご相談・ご照会いただくことができます。

募集代理店である当行が 契約している銀行法上の 「指定紛争解決機関」	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
--	---

個人情報利用目的

当行は、お客さまの個人情報を、以下の(1)の業務において、以下の(2)の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

(1) 当行の業務

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、クレジットカード業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(2) 利用目的

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、銀行法施行規則第13条の6の6等の規定に基づき、当行は、個人信用情報機関から提供を受けたお客さま(資金需要者)の借入返済能力に関する情報については、お客さまの返済能力の調査以外の目的のためには利用もしくは第三者提供いたしません。同様に、銀行法施行規則第13条の6の7等の規定に基づき、当行は、業務を行う際に知り得たお客さまに関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

当行は、お客さまの個人番号・特定個人情報(以下、特定個人情報等といいます)を、以下の(3)の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

お客さまから直接書面に記載されたご本人の特定個人情報等を取得する場合、あらかじめ利用目的を明示いたします(法令に明示の必要なしと規定されている場合を除く)。それ以外の方法で特定個人情報等を直接取得する場合、およびご本人以外の方等から間接的に特定個人情報等を取得する場合についても、下記の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、当行は、特定個人情報等について、同法で認められた利用目的以外の目的のためには取得、利用もしくは第三者提供いたしません。

(3) 特定個人情報等の利用目的

- ①金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
- ②生命保険契約等に関する法定書類作成事務のため
- ③損害保険契約等に関する法定書類作成事務のため
- ④信託取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑤金地金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑧その他法令に基づき作成する支払調書の作成事務のため
- ⑨預貯金口座付番に関する事務のため
- ⑩①から⑨までに関連する事務のため

以上

当行の「個人情報保護方針」および「個人情報のお取扱いについて」は店頭またはホームページに掲出してあります。

保険商品のご案内にあたって

株式会社 三菱UFJ銀行

平素より当行をご利用いただきまして誠に有難うございます。

お客さまに当行取り扱いの保険商品をご案内するにあたって、以下のすべての内容につきご確認いただきますとともに、「1. お客さまに関する情報のお取り扱い」に記載の内容について、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお当行は、対面・郵送・電話・インターネット・電子メールの各方法により、お客さまに保険商品のご案内および保険募集を行うことがあります。

1. お客さまに関する情報のお取り扱い

- 当行は、お客さまに保険商品をご案内するにあたり、当行がお客さまのお取引により存じあげている情報（口座への入出金や定期預金の満期日などの預金情報、お振込履歴などの為替取引情報、住宅ローン残高などの融資情報、投資信託などの運用性商品の保有情報、を含む当行とお取引やお客さまの資産に関する情報）を利用させていただくことがあります。
- お客さまへのより一層のサービスの提供に役立たせていくため、当行でお申し込みいただいた保険商品のご契約内容や、保険商品をご検討の際にお伺いしたお客さまに関する情報（家族構成等に関する情報）を用いて、当行取扱商品のご案内（預金・投資信託等の保険商品以外の金融商品のご案内・各種サービスのご案内等）をさせていただくことがあります。また、上記の情報を今後の当行とお客さまのお取引に利用させていただくことがあります。なお、当行の個人情報の利用目的は、別紙のとおりです。
- 氏名・住所・生年月日・性別等のお客さまの個人情報（被保険者の情報を含みます）を設計書・申込書等を作成するために必要な範囲で、引受保険会社に提供させていただく場合があります。
- 上記の内容にご同意いただきました場合は、お客さまから上記のお客さま情報の利用停止のお申し出がない限り、当行はお客さまの同意が有効に続いているものとして取り扱います。
- 情報の利用停止を希望される場合は、お手数ですが、ご同意いただきましたお客さまご本人さまより、お取引店または最寄りの支店へお申し出ください。

2. 当行の役割と引受保険会社

- 当行は、保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行っております。保険の引き受けは引受保険会社が行っており、保険契約は、お客さまのお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに成立します。
- インターネットを通じてお申し込みいただく商品の募集にあたっては、当行はホームページ等を通じて保険商品に関する情報の提供等を行い、具体的な商品内容など重要な事項の説明等は主に引受保険会社が行います。

3. 預金等との違い

- 保険商品は、預金ではなく、当行が元本（払込保険料の合計額）を保証する商品ではありません。
- 保険商品は、預金保険の対象ではありませんが、保険会社が加入する生命保険契約者保護機構または損害保険契約者保護機構の保護対象です。万一、引受保険会社が破たんした場合は、生命保険契約者保護機構または損害保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約の際にお約束した年金額・保険金額・給付金額・解約返戻金額等が削減されることがあります。

4. 他のお取引への影響

- 保険商品をお申し込みいただくかどうか、当行での他のお取引（預金・融資等）に影響することはありません。

5. 借入れを前提としたお申し込み

- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を前提とした保険契約のお申し込みはお取り扱いしておりません。

6. お申し込みに関する規制

- 当行では、保険業法等各種法令に基づき、保険商品のご案内にあたってお客さまにお勤め先等のご確認をさせていただいております。また、お客さまの「お勤め先」や「当行への事業性融資お申込状況」「銀行等保険募集制限先の確認結果」等により、当行で保険商品をお申し込みいただけない場合があります。詳細は、下記をご確認ください。

当行では法令遵守のため、以下のいずれかに該当されるお客さまには、保険募集をいたしません（規制対象外商品はこの限りではありません）。

1. 契約者が「構成員契約規制対象先」に該当される場合

「構成員契約規制対象先」とは、以下のような当行と密接な関係を有する法人にお勤めの役員または従業員の方が該当します。

- 当行との間で、役員・従業員の兼職、出向、転籍等の人事交流が行われている法人
- 当行と資本的関係のある法人
- 設立経緯や取引関係から、当行が財務・営業等の方針に重要な影響を及ぼすほどの密接な関係を有する法人

2. 契約者が現在、当行に事業性融資をお申し込み中の場合

- 事業への融資およびアパートローンなどの賃貸用不動産への融資のお申し込みなどが該当します。
- 融資限度枠の設定や個人の総合口座貸越・カードローン・住宅ローンのお申し込みは該当しません。

3. 契約者または被保険者^{*1}が「銀行等保険募集制限先」に該当される場合

「銀行等保険募集制限先」には、以下の方が該当します。

- 当行が事業資金の融資を行っている法人およびその代表者の方
- 当行が事業資金の融資を行っている個人事業主の方
- 当行が事業資金の融資を行っている、従業員数^{*2}が50名以下である事業者^{*3}にお勤めの役員（代表者を除く）または従業員の方

*1：契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者についても上記規制に該当しないことを確認させていただいております。

*2：従業員数には、2ヶ月を超えて使用される方で通常の従業員と概ね同等の勤務形態を有する方も含まれます。

*3：当行がその事業者の代表者の方に事業資金の融資を行っている場合を含みます。

詳しくは、当行の保険商品販売窓口までお問い合わせください。